これまでの懇談会(第5回~第13回)の議事要旨関連部分のカテゴリー別整理

1. 懇談会のミッション

- □ 本懇談会のミッションは財政支援スキームを検討することであるが、その前提 となる次の事柄についても議論し、環境省の審議会等の議論にインプットしてい かなければならない。
 - ① 不法投棄等事案の管理基準(スタンダード)の策定。 これにより支援範囲に予測可能性を持たせ、安定的な拠出の仕組みを構築する。
 - ② 支援のロジックの整理。 企業の社会的責任論だけでなく、支援の必要性を明確にし、法的ロジックを考 えなければならない。
 - ③ 各費用負担者のあるべき姿、負担の論理についての整理。

2. 新たな支援のあり方

(1) 各費用負担者のあるべき姿

- □ まだ不法投棄は経済状況等によっては増える可能性もなくはないので、いろんなことが起こり得るということは一応考えておく必要がある。筋の通った議論をぜひしていただきたいと思っているが、適正な処理にコストをかけて努力しているところが報われないような、そういうような仕組みというのはやっぱり明らかにおかしいと思うので、努力が報われるような、そういった仕組みというものはぜひ頭に置いていただきたい。
- 基金については、国、都道府県等及び産業界が応分の負担をすべきで、これを 全部国民に広げてしまわず、広い意味での汚染者負担原則を根本とすべき。
- □ 制度設計は、聖域なく自由に議論を出し合い、その中でどこに絞りをかけるか を議論すればいい。
- 誰が支障除去等の経費を負担するかという話は、潜在的に関係しない国民と、 企業としてビジネスをやっている人のかかわりは違うので、そうだとすると潜在 的責任当事者である企業がある程度負担する必要があると思う。
- 国も既に応分の負担をしているので、一般の国民まで広げてしまわずどこかで 区切る必要がある。
- 産廃の不法投棄等の支障除去等は、負の遺産の解消で、新たな価値を生む訳ではないし、原因者がやるべきものに公金投入するので、その経費負担について、自治体住民の理解が得られるかが非常に問題となる。しかし、基金から4分の3支援され、その基金の原資は産業界からの出えんが多いという意味で、住民の理解はある程度得られるのかなという感じはしている。そういった意味で、今の基金制度は自治体にとっては非常にありがたい。新しいスキームについても、何ら

かの形で住民の理解がうまく得られる原資のあり方を構築して欲しい。

- □ 産業界の世界では不適正な業者は善良な業者にとっては単なる競争相手という よりも善良なる業者の体力を失わせた原因者であり、善良な業者は被害者である。
- □ 支障の除去等に要する費用の負担については、排出事業者に対して費用負担を 求める方法と許可業者に対して費用負担を求める方法とではおのずと違ってくる と思われるが、支障除去等基金については、どちらかやればいいということでは なく両方とも必要であることから、それぞれを分けてルール化する必要があるの ではないか。

また、許可業者に費用負担を求める場合には、中間処理業者や積替え保管業者に対しても、支障除去等のための積立金を積み立てさせ、そこから支払わせる方法も考える必要があるのではないか。

- □ 排出事業者の責任が大きいということで支障除去等に係る費用を負担すべきだという議論がされているが、許可業者でありながら多量に不法投棄なり不適正処理を行っている状況が伺えることから、行政の管理責任もあるし、中央行政としてそれをできなかった法制度についても問題があるのではないか。
- □ 支障の除去等に要する費用の負担に関して、不法投棄事案は排出事業者による ものが最も多いことから、広く、薄く徴収せざるを得ないと思う。また、不適正 処理事案は処理業者によるものが多いことから、保険又は共済組合等お金をスト ックさせる仕組みが考えられるのではないか。さらに、行政についても、広く薄 く、あるいは協力金的なものも含め負担をそれなりにプールする仕組みが必要で はないか。これらそれぞれが負担し、支援に必要な処理費用に充てる仕組みが必 要ではないか。
- □ 不法投棄等の原因者が不明である場合と、そうでない場合の取扱いについては、 今後整理していくべきではないか。
- □ 原因者が判明していてその人に資力があるのであれば代執行の費用を当然に請求すべきである。しかし、原因者が判明していても資力がないような場合について、行政以外の支援も必要ということで民間にも支援を求めているのではないか。
- □ 原因者がいるのになぜ行政が負担するのかということについては、一般的に言えば、自治体はその地域の住民に対して健康保持義務のようなものを負っているので、その関係で行政代執行をしなければならないのではないか。
- □ 行政が負担することについて住民の理解が得られにくいということであるが、 原因者が不明や無資力であることを前提として制度ができており、原因者が無資力となってしまえば、行政が負担しなければならなくなる。原因者が有資力であるにもかかわらず行政が負担するということであれば、誰も納得できないであろうが、実際には有資力であるのに関わらず対応しなかった例はあまりない。
- □ 産業廃棄物処理業者が自分のために保証金を少し積むというような話はあり得るかもしれないが、不法行為を行う者のために保証金を積むという議論はあり得ない。

- □ 行政が全額負担するということは考えられず、業界としても関与すべきである。
- □ 不法投棄問題については、最終的には負担を転嫁できなければならない。全てが公的負担となってはおかしいという前提があって、今は公的負担が半分、民間負担が半分という枠組みになっているが、そのことをどう考えるのかについても議論すべきであろう。また、強制か任意かによっても、やり方がまったく異なってくる。費用負担の基準についても把握が可能なものとすべきであろう。
- □ 被害者である自治体がすべて自己で負担しなければならないというのはおかしい。事前協議されている場合、出した側も受けた側も応分の負担をすべきである。 行政が負担する場合の原資は税金であり、したがって、税金から払うのか業界から払うのかという負担のあり方の話が大きいのではないか。
- 平成9年以降、民間では産業廃棄物に関して取り組んでおり、従前の負担割合 を変更する理由はないとは言い切れないのではないか。
- □ 都道府県等の負担割合を増大させる場合には説明責任がある。
- 全体的に不法投棄量が減ることについては、基金の総額に反映されるのではないのか。行政と産業界の割合を変えるような状況が発生しているとは考えにくい。
- □ 産業界の負担割合についても、いろいろな変化があったことを捉まえた上で、 全体をどのような仕組でやるかについて具体に検討してほしい。
- □ 支障除去等の費用を国民が負担する理由付けも難しい。行政と産業界の負担の ウエートについても整理すべきではないか。
- □ いわゆる排出事業者責任にのっとり適正に処理を行っている事業者がなぜ犯罪 行為の後始末をしなければならないのかという疑問は解消されていない。
- □ 負担割合については、基金造成のあり方とリンクするものではないかと思っている。産業界から一定規模の金額の拠出を想定して期待するのであれば、任意の拠出という考え方はなじまないのではないか。現在の負担割合を踏襲するということでは、おのずと産業界の拠出にも限界があるので、全体として支援額は漸減していく、あるいはしぼんでいくということが目に見えているのではないか。

(2) 負担の論理

- □ 「支援の必要性」については、もともとこのスキームが最初に作られたときに 地方でほかのところから廃棄物が流入してくる場合に公平性の観点から何かをしていただくとありがたいということで、このスキームが入ったというところがあることから、議論があると思うが必要だと思う。また、自治体による流入規制に よって産業界にも影響する可能性もあり、流入規制を防ぐという観点もあり、これらも含めていろいろ議論があると思うが、必要性のところの一つの論点である。
- □ 本懇談会では、新たな基金のあり方を検討するのではなく、検討した結果として基金ということは当然あろうかと思うが、あくまで検討するのは新たな支援スキームであって、最初から新たな基金ありきということではないという認識をしている。

- □ 本当に今後の財政支援が必要な規模がどうなるのかというところについて危惧する、疑問がぬぐえない。何らかの形で基金の造成をする場合、いかに徴収コストを低く抑えてそれを効率的に集めるかというところが1つのポイントだと思う。任意では厳しいところもある。
- □ 公平性を考えると、必要な手続をとって強制的に、義務にしないとなかなか難 しいところがある。任意だと任意の範囲でいろいろ不公平が生じてくるように思 う。
- □ 今後、これまでと同じく任意の出えんの継続というのは、無理がある。引き続き支援が必要という前提なら強制の枠組みを考えざるを得ないのではないか。
- 建設業界では、基金に対してかなりの費用負担をしてきているが、負担額が大きいため、単なる任意の寄付金では負担しきれないことから、マニフェストの販売活動の中からねん出してきている。

電子マニフェストによる費用徴収はシステムが複雑になり、コストがかかる。 独自のASPシステムづくりも検討したが、立ち上がりと維持のためのコストが 非常に大きく、業界単位で電子マニフェストにより徴収することには無理がある ことから、国全体としての新たな仕組みづくりが必要との結論に至った。

建設業界の負担については、不法投棄の多さから来るある意味贖罪であるが、 不法投棄の量をもとに負担割合を決めることは不合理なところがあると思っている。支障除去であって原状回復ではないことや支援実績では建設廃棄物が占める 割合は5割程度であることから、廃棄物の質の評価がきちんとされるべきである。 基金については、原則は任意拠出でしか押さえきれないのではないか。あくまでも社会貢献としての拠出。その中でいかに徴収コストを下げてわかりやすい仕組みを考える必要がある。広く薄く基金を徴収する仕組みをつくっていただくのが一番合理的なのかなと思っている。

- □ 安易に金をどう出すかの議論に走らず、まず環境行政としてどうあるべきかを 議論する必要がある。例えば、来年度はどこをいくらでやるか一件一件議論する 業務仕分けのようなオープンな仕組みがないと、ずっと金を出せと言われても産 業界としては賛同できない。新たな仕組みを考えてはどうか。
- □ 支障の除去等に要する費用に拠出することの意義は、廃棄物が全国に広がっていることにより地域間の不公平の問題があり、都道府県等によるいわゆる流入規制の歯止めとなることが第一で、次いで、産業連関という基本的な発想が根底にあることの点にある。
- □ 「産業連関」と言われるときに何をベースにした産業連関なのか、あえて問いたい。確かに建設廃棄物の量は非常に多く、不法投棄と不適正処理でも様相が違い、量と件数でも様相が違う。さらには、実際に支援された実績からいくとまた様相が違い、常に建設廃棄物は量は多いが支障除去という段階になると常に後回しにされる。トータルなリスクをベースにした産業連関ということであればわかるが、不法投棄実績調査という統計数値をベースに産業連関と言われると引っか

かる。

- □ これまでの議論で貴重な意見は出尽くしていると思う。 また、リスクを分担するという意味では、ビジネスをやっている限りは、私ども は適正にやっているから不法投棄等とは関係ないという考え方は成り立たないの ではないか。さらに、行政もリスクを負っているわけで、リスクを認識して負担 するという覚悟が必要ではないか。
- □ 支障の対象を考えるときに、行政の対応に応じて進めていくべきだと思うが、 制度をつくるのであれば、また少し類型的に考えていくようなことも検討しない といけないのではないか。

また、違法行為によるものの費用をなぜ負担しなければいけないかについては、 違法行為をした人が所在がわからなかったり、資力がなくて払うお金がないとき にどうするかがまさに問題であることから、税金で全部やるか、それとも産業界 にも一定の負担をしていただくかが一番肝心なところではないか。

さらに、モラルハザードの問題については、もともとは、支障除去等に要する 費用の全額を税金で負担することはモラルハザードになるのではないかという趣 旨で議論されていたことを念のため申し上げたい。

- □ 廃棄物に係る地域間の不公平をどうするかが第一の問題だ。また、基金の支援があっても、いろいろな必要経費を地方が負担しているという状況で都道府県等には非常に不満があるということを聞いているので、そういったことも踏まえながら制度設計をお願いしたい。
- 基金は産業廃棄物の広域移動についての理解を促進するという役割を担って きたが、もし成果が出ていないとすれば広域移動について言及する必要はないで あろう。
- □ 平成24年までは現行方式で産業界からも拠出するということで合意しているが、 それ以降については、ゼロベースで新たなものを検討していくという認識でいる ので、現行方式による支援制度の延長については抵抗感がある。
- □ 費用負担については、広く薄く、また、コストを少なくすべきといったことを 言ってきた。事務手続きのことを考えると、今のスケジュールで間に合うか心配 であり、もう3年間現行方式になってしまうことを懸念している。
- 新たなスキームについての負担者や負担方法など、あるべき論的なところを整理してほしい。
- 誰が負担すべきかについてはよく議論した方が良いと思う。処理業の許可制度の中で、処理業者としてもやるべきことがあるのではないか。不法投棄と不適正処理の事案については、不適正処理事案の件数が多く、経費もかかるということであれば、処理業者の許可制度の中でカバーするような方法もあり得るのではないか。
- □ 何らかの形で産業廃棄物行政が関与している施設については、許可する際に資金を出してもらうことも一つの方法ではないか。

- □ 負担のあり方については、平成9年の原状回復制度研究会でも議論され、団体 経由のボランタリーしかないだろうとの結論が出ており、強制は難しいのではな いか。
- 平成9年の原状回復制度研究会の報告においては、当時のさまざまな状況の中で現行方式を選んだのであるが、それがいつまでも固定的に正しいというものでもなく、時間の経過とともに変化していく余地があるものと考えられる。
- □ 負担する側からすると、ゆえなく、際限なく、期限なく負担を求められていると感じ、そこのところに非常にいら立ちを持っている。支援を支える側にとって、支えることというのは必要なんだ、あるいは妥当なんだと。まさにその支援をする基本的な考え方、論理というものについて、整理していただかないと、議論にならないと感じる。
- 手元に大きな出えん可能残額があるにもかかわらず、一定の金額規模を常に一定の方法で集めなきゃいけないという必然性がよくわからない。必要な額について、その都度見直していくような仕組が必要ではないか。
- □ かりに基金を当面存続するにしても、犯罪行為である不法投棄や不適正処理は、 なくならないであろうということを考えたときに、現在のような産業界の社会貢献に依存した制度は限界があると思う。基金廃止に向けたロードマップ等、条件等を明らかにすべきでないか。
- 産業界の問題意識としては、支援がモラルハザードを生んでいるのではないか というところが非常に強く、モラルハザードをどのように防止するのかという観 点が必要ではないか。
- 都道府県等の行政代執行の着手に躊躇することなく支障除去等に要する時間を 短縮することができるようになったということについて、根拠を示すべきであろ う。
- □ 今後の支援対象については、少しでも対策を講じれば支援の対象となりうると 思われないようにすべきであろう。
- □ 安定的な資金が入る場合、支出のチェックが甘くなったり、本来必要のないものまで支出の対象となるということが行政一般、あるいは社会一般にあると思う。 チェックをしっかりやるという姿勢を示すべきではないか。
- □ 廃棄物処理システムの受益者は、産業界全体だけではないと思う。
- □ 産業界が社会的受益者であることについては、石綿や油濁等の例があるのでは ないか。
- □ 負担割合については、当初から行政と産業界の負担が1対1になっている。平成9年の原状回復基金のあり方についての懇談会の時とどのように状況が変わったかということについて言えば、国は法律を定めており、都道府県は昔より厳しく対応していると思うし、産業界も努力しており、それぞれに努力しているので、割合が変わるのが当然という理由にならないのではないか。むしろ、不法投棄の量や不適正処理量が減ることによって、全体の額が減るので、負担割合は変わら

なくても、全体の負担額は当然変わり、産業界が拠出する額も変わってくるという構造になっているのでないか。

- □ 汚染原因者に原状回復させることについて、どこまで追及できるかというのが 現実的な問題としてあり、徹底的に取り締まることがどこまでできるかというこ とが現実にある。行為者がわからないケースやわかっていても結局資力がないと いって逃げられるケースもある。そのようなことから、許可業者をフォロする方 法もあるのではないかと言ってきた。その場合、負担方法については、業界で決 めればよいのではないか。
- □ 今の法制度で不備がある部分をより良くしていくことについては、それが本当に産業界や行政にとってメリットがあるのかについて考えなければならない。あまりにも負担が多くなり過ぎてコストがとんでもない額になってしまうのではないかといったことや、日々の排出の手間暇があまりも多過ぎてごく一部の者の不正のためにそこまでやるのかといったこともあるかと思う。そのような観点から、最後の後始末の仕方をどのようにするのかということについて考えていくという視点もあるのではないか。
- □ 地域の環境保全を守るために行政が4分の1負担するということは、行政としても負担をしなければならないので、当然捨てられる自治体も不法投棄をできるだけ減らそうと努力する。行政としても、この制度があることによって、地域の環境を守ることができるのは事実であり、必要だと理解している。
- □ 持ち込まれやすい自治体と、排出する一方の自治体の色分け区分も、議論が必要ではないか。
- 発想法としては、持ち込む自治体と持ち込まれる自治体の差の問題というのは、 無視はできないような気がする。
- □ 排出県は監督をするものの、監督に洩れが生じることもあるため、責任はないにしても、不法投棄等の費用について負担すべき分があると思う。国と自治体と産業界が3分の1ずつという区分で負担することもありえるのではないか。例えば、自治体の負担する3分の1のうち、支障除去等事業を行う都道府県が4分の1を負担し、残り12分の1を全国の都道府県で案分することとし、その基準としては排出量に応じて案分するというようなことがあっても不思議ではないと思う。ただし、そのことについて理解を求めるためには、手続きなり筋立てが必要であろう。
- □ 3分の1論も、大変傾聴に値する個人的ご見解ということであり、俎上に載せ る価値はあるのではないか。
- □ 不法投棄事案の発生の可能性、支援の必要性、費用の分かち合いという三段論 法で考えると、状況が大きく変わるとは思えないので、平成28年度以降も基金制 度は継続するというような考え方に帰結するのではないか。

(3) 新たなスキームの支援対象

□ 現在のように経済状況が非常に厳しいときと良いときの出えんに係る対応は、 当然、企業、団体として変わるので、大幅な減額もあり得るが、誠意を持って対 応したい。また、報告書や説明にもあったように、基金の支援対象は支障等が生 じている事案ということで絞り込んでやって欲しい。

新たな支援のスキームは今後検討するとのことだが、産業界からの出えんありきではなく、ゼロベースで検討するということなので、いいスキームが出来るよう積極的に検討に参加したい。

- 新たな基金制度を設けるのか設けないのか検討していく上で、どういったものを基金の対象にしていくべきか、あるいは基金が本当に必要なのか検証するために、基金による支援を求めている事案は勉強材料になる。これらに対して、基金を充当して行く必要性が十分あるというコンセンサスが得られれば、それが新たな基金の対象となると思う。過ぎた話だから、安易に支障除去等すればよいということではなく、基金による支援対象にするのか等についてきっちりと議論しないといけないのではないか。
- □ 不法投棄量の総量から見ると圧倒的に大規模事案が多いことから、大規模事案 を別にして集計し、分析することが必要なのではないか。このことは、支援スキームを考える上でも必要だと考えている。
- 新たな支援スキームの検討に当たっては、支援に値するものは何なのかといった議論も必要かと思う。
- □ 15事案は緊急の支障があるということで3年前に決めたものであるが、処理が始まらない事案については、個別にどのような事情で遅れており、いつまでに実施するのか、または将来にわたって実施の必要がないのかについて査定すべきでないか。また、24年度までに支援が決定されない事案に関しては、新スキームの中に取り込んでゼロベースで検討すべきではないか。
- 懸案の15事案のなかには、なかなか進んでいない事案もあり、本当に支援のスキームが迅速に支障除去等を実施するということに効果があるのか、いささか違和感を感じる。
- □ 15事案を中心に議論が動いているが、今後いつ何時、不法投棄等が起きるかも しれないことから、15事案の進み具合のみで議論されることについて、若干違和 感がある。

(4) 行政責任と支援の対象

■ 基金による支援を求めている事案には行政対応に疑問をもつものがある。支障があることについて手を打たなければいけないことは重々承知しているが、支障除去等事業に対する支援に関して、行政責任をどういうふうに考えるかを明確にしてほしい。

- □ 支援のあり方がメインになるが、それ以前の問題として不法投棄等の未然の予防策をきちんと押さえておく必要があるのではないか。不法投棄等の拡大予防がきちんと行われたかどうかもチェックポイントとして議論していく必要があるのではないか。
- 都道府県等の不法投棄等に対する負担の公平さというのも必要だろう。排出事業者の監督責任を負っている自治体の責任も、費用の分担に当たっては考えておくべきことだと思う。
- □ 不適正処理に関して、当該不適正処理が拡大していくときに、都道府県等に何らかの責任が確実にあるという場合は基金による支援は難しいと思う。
- □ 不法投棄なり不適正保管をしているということが、予め当初から分かっていて、 それに対して何も講じていない、不作為があったという、明確にそういうような ケースであれば、それは対象にするのかしないのかということは当然問われなけ ればいけないが、不法投棄とか不適正保管というのは、仮装・隠蔽しながら行わ れるので、こういう悪質な事例の場合は最初からチェックするのは非常に難しい。
- □ 行政代執行による支障除去等が迅速にできないのは、予算確保の問題、議会や 住民への説明、法律的な検討や状況の調査等にかなりの時間を要することが実態 としてある。自治体としての負担や責任を問われるということはあるが、基金が あるからそういうのを延ばすというか、迅速に対応していないというようなこと は実態としてはないと思う。
- □ 行政対応についての評価が入ると、基金の有する機動性が失われメリットを生かせなくなるのではないかという心配はある。
- □ モラルハザードの防止が必要であろう。基金があるから何とかなるだろうというのでは困る。また、リスクマネジメントの観点から、妥当性についてのチェックが必要ではないか。拠出者の代表が入って決まるのと入っていなくて決まるのでは、拠出者の気持ちが随分違うので、そこは担保しておいたほうがいいだろう。

(5) 不法投棄と不適正処理を分けた支援

□ 不法投棄等の残存事案への対応の在り方について、不法投棄と不適正処理を分けて考える必要があるのではないか。

許可を持っている業者のところで不適正があるとすれば、基金ではなく、最終 処分場の維持管理積立金制度等、ほかの手段があり得るのではないか。中間処理 施設で不正するかもしれないということであれば、許可の際に拠出金を出させる とか、あるいは入ってくる処理料金等に一時積み立てのための金額を上乗せし、ストックしておき、適正に処理すれば1年ごとに返金するといったやり方も考えられる。そうでなく、全くアウトローで排出者も運んでいる人、埋めている人も 法律を無視している場合にそこをどうやって救済するかというのであれば、みんなで何かやらなければいけないねという話で、全然違うのではないか。ここをど

う整理するかというのが大事な入口である。

- □ 不適正処理と不法投棄とを分けたほうがいいかどうかという話については、不 適正処理は許可しているので何らかの対処ができると思うが、いずれも措置命令 の対象になることから、行政の懈怠があった場合には分けるべきだと思うが、不 適正処理を全部別にすることには疑問がある。
- □ 不法投棄等されている廃棄物の中味がどういう状況か、いろいろな観点から調査はするが事前の調査ではすべて把握しきれない。新たな支援の対象になる事案は必ずこれは出てくる性質のものだと考えている。
- □ 不法投棄と不適正処理を分けた支援については、この2つが本当にちゃんと分けられるのかという問題と、都道府県等でそれぞれいろんな異なった観点で分けているとすると、それをベースに議論していいかという疑問がある。もう少し議論していきたい。
- □ 不法投棄と不適正処理を分けた支援については、完全に切り分けて制度設計するとなると、要件を明確にするのが厄介になり、区別不可能になりかねない。しかし、必ずしも十分にこれまで議論されてこなかったことは事実だ。
- 我々産業界は社会貢献で拠出しているが、不適正処理事案というのは、やはり 自治体がそれなりの権限もあり、責任を負うべきものではないかと考えているの で、なぜ拠出が必要なのか、どういう事案を対象に支援するのかというところか らまず整理して、支援の仕方等一つずつ整理していくべきではないか。
- 支援対象については、不法投棄と不適正処理を分けて考えるべきである。
- □ 支援の対象は何なのかというようなことを考えていくときに、不法投棄が起きている原因、基金のほうに支援の要請が出てきている要因というのをきちんと分析、分類して、ち密なそれぞれの実態に合った形で、こういうケースについてはこういう支援が望ましいとこういう支援が望ましいというようなことを議論していく必要があるので、そういった分析と理論の積み重ねが必要ではないか。
- □ 法的な面も含め、きちんと実態とロジックに基づいて、誰が負担するのが適切なのかという議論をきちんと積み重ねていく必要があるのではないか。 そういう意味では、不適正処理と不法投棄というものは分けて議論する必要がある。
- □ 不適正処理と不法投棄を分けて考えていくのであれば、それぞれの概念を明確にした上で、こういうものを不法投棄としてのジャンルとしてやる、こういうものを不適正処理のジャンルとしてやるという形で、産廃実態調査自体の再整理をぜひお願いしたい。
- □ 不法投棄と不適正処理ということで、事業者の負担割合等を見直すことについては同感できる部分がある。今後検討していただきたい。

3. 支援のロジックについて

(1) 新たな支援のスキーム案

- □ 新たな支援のスキームの形としては、
 - (ア) 強制徴収
 - ・マニフェスト又は最終処分量に応じて徴収
 - ・事前積み立て
 - (イ) 任意の出えん
 - ・マニフェストを活用した出えん
 - ・各業界毎の出えん
 - (ウ) 税

のように整理できる。

- □ アスベストの例では全ての人間が裨益しているというロジックで薄く広く費用 を負担した。産業廃棄物の間接的受益者はかなり広いのではないかと考えられ、 広く国民が負担する余地があるという説明はできないことはない。頭の体操として考えるときには最大限広げて考えておいて、制度設計はどこを絞り込むかということになる。
- 事務局から、新たなスキームについては、今回提示された方式案の中から選ぶ ということではなく、例として方式案を挙げた旨の説明があったので、そのよう に理解すれば良いであろう。
- □ それぞれの方式案について、どのような観点から検討した結果そうなったかということが分かる形で最後は整理した方がよいかと思うので、最初の段階からきめ細かく書くべきではないか。

また、きめ細かくメリット、デメリットを整理する必要があると思う。大事なことは具体的なアウトプットを出して仕組みを考えていくことだと思うので、一般論で言えば、メリットを強調するよりも、課題とその克服法について焦点を当てるのが建設的ではないか。

デメリットやメリットについては、どのような観点から見てそう言えるのかということを書いておかないと、誤解を招いたり共通認識にはならないおそれがある。

- □ 方式案については、それぞれ任意か強制か、強制であるとすれば、税なのかそれとも税以外なのか、税の場合は課税標準と納付義務者はどうなるのか、税以外の場合は誰が徴収するのか、任意の場合はどのようにボランタリーのお金を集めるのか、といったことが分かるような形で示してほしい。
- □ 税以外で、ある特定の行為をすることに着目して一定の負担を求める場合、その必要性、合理性、妥当性について、記載してほしい。

量に着目した方式については、どういったものを対象とするか、客観的に把握できるか、事務コストについてみるとどうなのか、といったことが重要である。

また、自己処理を対象としない方式については、その理由も含め、基本のコンセプトから説明していただきたい。

それから、薄く広く負担できるとしているものについては、本当にそうなるのか具体に説明してほしい。

- □ 不適正処理に対してどのような担保を設けるかといった制度についても検討すべきだろう。例えば保証金制度の設定といったことも考えられる。
- □ 平成9年の原状回復制度研究会の報告書の中で、個々の事業者から一定の基準に基づき厳密に費用を徴収する場合には徴収に係る事務コストが膨大になる等徴収の効率性や実効性の面で問題があるとされたことについては、徴収コストをあまり高くしないという点に気をつけたらよいのではないか。また、不法投棄のように故意の不法行為によりもたらされた結果に対して全く関係のない適正処理を行っている事業者にまで負担を強制する十分な理由に乏しく関係者の理解が得られにくいとされたことについては、健康被害発生の可能性とは別に受益を受けているというところに着目し強制的に徴収しているような制度もあることから、現在の問題状況や平成9年以降種々の法律の制定状況も踏まえて検討する必要があるのではないか。
- □ 量に応じて負担する方式は原因者負担というべき方式、マニフェスト方式は広い意味での受益者負担といえるのではないか。処理業者が加入する保険や共済のような考え方は残存事案に関する支援ということに限る問題ではなく、原因者負担や受益者負担とは別な考え方ではないか。
- 強いて言えば、マニフェストの場合は1枚いくらということで薄く浅く負担し、 量に応じて負担する方式の場合は基準とする量に応じて負担するということがあ るのではないか。
- □ マニフェストの受益者はかなり幅広であるが、結果として不法投棄と結びついているという認識は持っていない。また、量に応じて負担する方式は、原因者負担の考え方とは異なるのではないか。
- □ マニフェスト方式が受益者負担になる理由としては、廃棄物処理システムを使 うことによる広い意味での受益が考えられる。
- □ マニフェスト方式のデメリットとして自己処理量分の徴収が困難とされることに違和感があることが挙げられる。また、最終処分量に応じた方式で最終処分量が減少傾向にあることをデメリットとした場合、最終処分量が減ることが悪いことであると誤解されるのではないか。
- □ 不法投棄・不適正処理は、排出事業者という抽象的な者ではなく、特定の排出 事業者が行うものであり、産業廃棄物という同じジャンルのものを出しているからといって共同責任になるという話には飛躍があるのではないか。そのような意味で、今回の案は、社会的貢献として拠出するという考え方を平成9年以前の研究会のスタートの時に戻してルール化するものであり、ルールとして負担を恒久化するということを意味するように受け止められる。今までの経緯を踏まえた形で全体的な議論の収束という方向で考えていただきたい。
- □ 平成20年の議論の中で、全体量の把握や事業量について具体的に調査するとこ

ろにまで踏み込んだのは、手仕舞シナリオについて考えていかなければならないというニュアンスの中で、とりあえず3年ということで合意されたのではないかと受け止めている。社会的貢献ではなく強制徴収にもなり得るような、責任という形で一定の負担を求めていく、ある意味で犯罪がなくなることはないから恒久化するといった話であるとすれば、議論には乗れない。

- □ 違法行為を行っていない者に対して負担を求めるのが当然ということにはならないであろう。いろいろな検討の方式があるが、義務的なものとすることについては、違うのではないかと思う。支援は社会的な貢献という意味合いでやってきたものだと思うので、そういったスキームを考えていただきたい。そのようなことを考えると、今回の案はいずれも合理的に説明することは難しいのではないか。
- □ 不法投棄や不適正処理は件数、数量とも減少に向かっており、基金についても、 縮小あるいは解消の方向に向かうべきだろうと思っている。そうした中で、従来、 社会貢献として任意の拠出であったものを義務的な色彩が非常に強い方式にする ことについては抵抗感がある。
- 不法投棄等が大社会問題になっていた時期でさえ、基金への出えんを義務的なものにしなかったところであり、その後、関係者が一生懸命さまざまな努力や負担をしながら、不法投棄等を減らしてきており、大分状況が変わってきている中で、義務的なものとすることについては納得できない。制度をパーマネントなものでやるのであれば、理屈が必要である。手仕舞までのつなぎとして、社会的貢献として求めたいということであれば、毎年資金を拠出しており直ちに打ち切るという考えはないが、理屈がなければこれ以上はどうか。
- □ 現在固定化されている自治体・国・民間の出費割合についても柔軟に活用できるよう、割合も含めて運用方法を見直していただきたい。
- 新スキームの期間については、目標をもって期限を区切っていただきたい。基金そのものの必要規模が縮小傾向にあるので、3年経過後のスキームが基金の存続ありきでは産業界の納得は得られないのではないか。
- □ 負担割合の見直しの検討については、変更になれば大きな変化だとは思うが、 基本的な枠組みについてあまり変わるものではないと思う。
- □ 新たな支援スキームは、額については目安ということで少し表現がやわらかくなるかと思うが、新たな支援スキームというよりは3年後に向けてのつなぎということではないか。そういう点では、新しい支援スキームを樹立するというニュアンスではなく、平成25年度から27年度までの支援スキームというなり、あるいは、当面の支援スキーム、といった言葉でよいのではないか。
- □ この3年間の支援スキームについては、手じまいの話だろうと個人的には思っている。そういう点からすると、現在の基金制度の必要性なのか廃止なのか、踏み込んだ表現を、あるいは必要な見直しというよりは全面的な見直し、あるいは抜本的な見直しという踏み込んだ表現が必要な時期に来ているのではないか。
- □ 負担割合を変えるためには大きな前提条件があると考える。第一の前提条件は、

原因者に徹底的に費用請求すべきということであり、第二の前提条件としては、許可業者の場合は許可業者自身が原状回復に備えるために供託制度を使って供託金を積む制度や相互扶助に立った保険制度を設けるといったことがあり得るのではないか。その上で、原因者不明あるいは許可業者以外で費用回収不可という場合について、負担割合を変えて産業界、国、自治体が負担をし合うということでよいのではないか。そうすることとした場合、総額でみると、従来どおり産業界が2分の1、支障除去を行う自治体が4分の1、国が4分の1、合わせて行政側として2分の1という結論になるのではないか。

- 累次の規制強化が行われてきており、廃掃法は厳しくなってきた。今の仕組みをつくり始めたときの状況と現在の状況とは違いがあるが、その違いが負担割合のところに何ら反映されないまま、そのまま続くことに合理性がないのではないかと言われている。負担割合について検討し、3年間引き続き社会的貢献の観点から任意のご寄附をお願いするとしても、その先をどうするかについては、まだ結論を出すことはできない。
- 基金制度そのものを否定するつもりはなく存続したらよいと思うが、やり方の問題として、必要額の目安を示して出えんを要請というのは、産業界としてかなり強制に近い意味合いもある。そのような制度の存続は、これ以上は受け入れにくいということを理解していただき、基金の存続のあり方を示していただきたい。
- 負担割合の見直しということについては、大体異論はないところであるので、 どういう負担割合にするのかということについて説得的な説明ができるかどうか ということが問題になる。
- 新たな支援スキームの期間については、とりあえずもう3年間新しいスキームでということで発想法を変えるということではないか。なぜ、発想法を変えるのかということについては、行政側により多くのツールが与えられており、また、産業界に従来ほどの緊急避難的な対応でお願いをするということではないので、その辺も負担割合の見直しにつながるというようなことは、明確に入れておかないといけないのではないか。
- □ 3年以降については、基金制度を廃止してお金をもとに戻すというような発想はないことははっきりしているので、そこに残存の残余のお金と国費を投入することによって基金をなお続けるという余地は十分あるが、果たしてこれで説明できるかどうか。今回は、これから不法投棄等の事案が劇的に減るかどうか見きわめなければならないので、もう3年間お願いしたいというような説明になるのではないか。

(2) マニフェストによる出えん

□ マニフェストを活用した基金への出えんについては、排出事業者による不適正 処理が多いという産廃実態調査結果に立ったときに、どういうふうにしてそこの ところを把握するかが難しい。排出事業者の所在する自治体にも、それぞれの人に対して処理基準等を守らせる義務があるが、そこのところの指導が、あるいは対応がどれぐらい効いているのか、不法投棄が減っていることにどう結びついているのかというあたりは知りたい。

- □ もし現在のような任意の出えんのスキームを前提とするのであれば、マニフェストを活用するのが1つの方法と思う。これは土壌汚染対策基金に先例がある。産廃は、紙マニフェストと電子マニフェストを併用しているので、どう出えんしてもらうかを考える必要があるが、各業界団体から出えんしてもらう方式だとあまり今と変わらないので、変えるとするとマニフェストを基礎として、任意の出えんをしてもらうのが1つの方法と考える。
- □ マニフェストを使って出えんということについては、マニフェストは、例えば、 自ら処分する場合には要らないとか一定の場合には要らないとなっているし、マ ニフェスト自身は別に決まった用紙があるわけでもないので、そこに賦課すると いうのであれば、マニフェストをそのような前提で改めて整理する必要がある。
- 基金制度ができた平成9年は、産業廃棄物の処理をめぐって大きな不安、不信が渦巻き、いわば危機管理として業界も応分の社会的貢献をするというコンセンサスが成立していたが、今の状況はその時とはそもそもが変わっており、そういう状態で新しいスキームを考えなければいけない。

基金の後ろ盾があることで早期に行政命令を発動し、芽の段階で摘み取ることが期待されていたが、まだ説得性のある実例なり効果はお伺いしていないと認識している。

産業廃棄物の悪循環を断ち切るための規制の強化等はそれなりの効果があったが、悪循環を作り出す一つの要素である過剰な地域ルールについては改善されているとは受けとめていない。合意取得を事実上強制されることにより結果として施設稼働までに長時間を要し、本来育てるべきメインストリームの育成も抑制されていると感じている。

新たな支援スキームの検討に当たっては、基金はどういう意義でスタートし、 どういう形で機能しているか、基金の必要性、支援の必要性・範囲、負担のアロケーションの考え方等について、一歩一歩きちんと議論してほしい。

具体的な話ではマニフェストというのが何をターゲットにされているのか理解できないことなどから、少なくとも現時点ではマニフェストや最終処分量に応じた拠出には反対の立場である。

- 実際のやり方としては、広く薄くということを考えるとマニフェストが一番よく、土壌汚染の場合のマニフェストを活用したスキームをこの支障除去等に移した場合に何が問題かを議論する必要がある。
- □ 循環型社会では、資源の採取から最終の環境保全まで一気通貫で物流管理する のが大前提で、関係者がどう役割分担し、責任を持つかの議論が必要。これを管 理できるのは、やはりマニフェストだと思う。

- □ マニフェストはだれでも発行できるが、やはり信用があるものはたくさん使われるであろうから、そこを目がけて制度をつくる、任意であれば一番よく使われるところにお願いする。
- □ マニフェストを販売している立場からは、少なくとも現時点では、寄付金付きのマニフェストを発行する考えは持っていない。

(3) 課題(留意事項)

- 様々な集め方があると思うが、適正にやっている事業者には徴収した費用を還元又は徴収を免除するとすると、お金が全然集まらなくなってしまうのではないか。
- □ 広く薄くというようなスキームができればいいが、考えなくてはいけないのは 集めるための事務的な費用。公平性を保とうとすると莫大な費用がかかって、何 のために集めているのかわからない。その辺の折り合いは新しいスキームでも考 える必要がある。
- モラルハザードとならない仕組みとすべき。また、支障除去等の措置と併行して、その土地を今後どのように活用していくのかをその地域において検討する必要がある。

4. 不法投棄等事案の管理基準(スタンダード)の策定について

(1) 行政による支障の除去等の範囲

- □ 不法投棄等の支障除去等の将来に向けてのものとして、「原状回復」という言葉の方が一般市民にはわかりやすいという課題がある。もともとそこには何もなかったのに産業廃棄物が不適正に処分されたのだから、元に戻すのは当然という発想である。だから、「支障の除去等」というと線引きは難しい。そこのリスクの考え方が、市民にはわかりにくいと思う。また、最終処分場における不適正処分ではなく、処分場とは関係のないようなところに不法投棄された場合に、これを全量撤去すると大きな穴があく。自然に戻して植林せよと言っても、そこがしっかり森林保全されていたかというと、そうではない。過剰に自然に戻すことになる。行為者による場合は別として、行政代執行による「支障の除去等」の場合は、その辺の考え方を整理する必要がある。
- □ 支障除去等については、「原状回復」という言葉にとらわれて元に戻すと思われているのが現状ではないか。そうして代執行をやるとなると地方行政も元に戻さざるを得ないというのが今までの状況ではないか。原因者にやらせるなら、「原状回復」であるが、原因者がやるべきことを行政が代わってやる場合、一般的には代執行に要した費用を求償しても費用の回収は期待できないので、税又は第三者のお金を使うという前提で必要最小限の措置は何かということを、基金を出す側

で考えないといけない。

- □ 行政代執行で措置する場合は、原因者がその措置をする場合と同じ範囲にはしない、支障の除去等だけの範囲に限定するという整理が必要。
- □ 支障の除去等ということで住民に説明をするが、やはりもとの状態に戻してくれということになり、自治体も住民に納得してもらうのが非常に難しい。基金をつくってもらっても、ガイドラインをつくってもらっても、感情論となってしまうのが実態。
- □ プライベートな、法秩序外の最終処分場の跡地利用をやらなければならないが、 現実を考えると、完全に元どおりに戻すことをやっていてもきりがなく、ロスが 多い。ある意味では政策的な決断に近く、かなり叩かれることを覚悟でやらなけ ればいけない。
- □ 「支障」の定義とか、あるいは汚染の管理の方に移行するというのは賛成。汚染の管理の方向に行くべきであり、現在の措置命令も代執行は「全部または一部」となっているので、このまま運用すればそんなにおかしなことにならないが、実際には周りの住民からいろいろ言われて、かなり原状回復的なことになっていると思うので、検討する必要がある。
- □ 不法投棄の事案が最近どういうふうに変わってきたかを細かく調査すべき。私 の感じるところでは大規模なものはかなりなくなり小規模になってきていると思 う。小規模になっていけば基金の活用もかなり少なくなっていくだろうし、支障 の除去も比較的やりやすくなると思う。

(2) 支障の除去等に係るアフターケア

- □ 原状回復(いわゆる全量撤去)ではなく支障除去等であれば、住民としては、 今後とも影響がでないようアフターケアを保証してもらわないといけないわけで、 今すぐ保証してもらえるのが全量撤去。どこかで将来のアフターケアを保証する 仕組みを持ってこない限り、この問題は解決しない。
 - リスクコミュニケーションを最初にしっかりできる仕組みが必要である。
- □ 不法投棄等事案は修復の必要があることを大前提に置くべきで、その修復を実行するためにどのような体制なり基金なりを整備するかを考える必要がある。 落とし所としては、代執行する場合は支障除去のための最低限度の措置及び行政の管理による長期のアフターケアだと思う。
- □ 監視・指導体制を充実させているので、今後、大きな支障が発生する事案はそれほどないと考えている。

支障の除去については、どこまで行うかが大きな問題であり苦労する部分である。全量撤去を求める住民に対して、行政として行うのはあくまでも支障の除去だと説明しても理解されない。行政の役割がどこまでなのか明確にする必要がある。行政がどこまで行うのかによって支援のあり方も変わってくると考えている。

支障の除去の場合、アフターケアをどうするかは大きな問題になると考えている。

支援制度があるのは非常に心強いので、引き続き残るとありがたい。

- □ 全量撤去を選ばないという方向にするなら、何らかのモニタリングなりアフターケアが必ずセットでなければならない。
- □ 法律でもしそういう管理をするなら、アフターケアをどうするかということを 義務づけしないとならない。
- □ 行政代執行により支障の除去等を行う場合は、現時点で考えられる最低限度の 対策を打ち、あとはアフターケアで対応していくことが基本的なリスクの考え方 ではないか。

また、住民は全量撤去というのを要求してくると思うが、それはかえって経済的にも無駄だし、危険。環境へのインパクトに関しても、必ずしもそれがいいとは限らないという合意等を取りつけるような形で持っていく等の取組をする必要があるのではないか。

許可業者が、不適正処理にしても不法投棄にしても多いということは、許可業者が管理化されていないという実態があるのではないか。適正に健全になるような方向を考えるべきではないか。

(3) 行政と住民等とのリスクコミュニケーション

- □ 「どこまでやれば大丈夫か。」に関しては、研究がされているが難しいところで、 どこまでクリーンにしたらクリーンになるか、状況によって全部違う。リスク評 価をし、リスクに応じた修復のあり方の議論についても、「これで完全だ。」とい うのはなかなかない。住民と行政の共同でのリスクコミュニケーションから始め るべきだ。
- 多分、不適正処理をされた現場とか、そこだけのリスク評価をするということではコミュニケーションにならないと思う。総体の中で「ここはどうだ」ということをしていかないといけない。
- リスクはゼロにはならない。
- 支障を除去したとしても、廃棄物の山が残置されていれば住民としては危険性 は全くゼロではないだろうという話になって、最終的な決着がつかないという状況になるのではないか。
- □ 地元とのリスクコミュニケーションの中でどういうメンバーを入れるかが非常 に重要で、一定のルールがないとまとまらない。
- □ ボタンをかけ違ったときは大変だが、お互いの顔が見えだせばそんなに案じる ことはない。

汚染拡大防止が最優先で、行政なり専門家が責任を持ってやらなければいけない。それを抑えた上でどうあるべきか、どのくらいのレベルまで修復するかをみんなで議論すべき。

5. 産業廃棄物適正処理センター基金について

(1) 支障除去等事業に係る支援の基準等

- □ 3/4基金による支援については、支障とは何か、審査の過程の透明性を深く するとか、行政はどこまで支障の除去を行うのかなど客観的な基準が必要だ。
- □ 3/4基金による支援要請があった事案に対しては、基金拠出側代表の方に入っていただいて、どうしてこうなってしまったのかも含めて審査していただいている。

(2) 産業廃棄物適正処理センター基金の評価、活用とその効果

① 基金の評価

- □ 毎年度基金への寄付をお願いする中で、企業、業界から以下のようなことを言われるが、説得力ある説明が必要だ。
 - ・適正処理をしている者が、なぜ不法投棄という犯罪行為のリカバリーの金を だすのか理解できない。
 - ・住民の生活に支障があるのになぜ何年間も放っておくのか。実はそんなにリ スクはないのではないか。そこについての説明が実はあまりない。
 - ・基金は現在積み上げた金が10億円をはるかに超えるのに、なぜ毎年集める のか。
 - ・これだけ景気が悪いのに、なぜ金を出さなければいけないのか。
 - ・自分たちは一生懸命お金をかけてやっているのに、ライバル企業の不法行為 に対してお金を出すのはおかしい。

支障除去等の費用負担は企業も含めた国民全体でどう負担するのかを考えてい くことが基本である。

企業としても業界としても、社会貢献の観点から、自らの判断では社会問題の解決に貢献していくことは、議論として当然だと思うが、まず行政としてどこまでやるのか、国としてどこまで支援するのか、それ以外のところがどこまで協力するのかについて、議論が必要だ。また、一度作った仕組みはオープンな形で評価、レビューする必要がある。本来仕組みの議論の前に、議論すべきことがたくさんある。

□ 企業側の不満として、適正に処理している者が違法行為によるものの費用をなぜ負担しなければいけないのかが理解できないという声が結構多い。また、最近、それに輪をかけて出てきているのは、基金制度があることによりモラルハザードが働いているのではないかという意識が強くなっている。

例えば、行政が迅速な対応をしなかったために問題が大きくなり、生活安全上の支障が出てきて基金に駆け込むようになってきているとか、あるいはその過程で、許可業者のほうも、結局最後は基金が面倒見てくれるからと思いながらやっているというような、そういうモラルハザード、基金の支援の仕組みがあるがゆ

えに、そういった迅速な措置が遅れているのではないか。そういうことは絶対ないと、今後もあり得ないというような関係者のコミットメントなり、過去もなかったという証明なり、そういうようなことがないと、なかなか産業界としてはこれからも協力していこう、貢献していこうという意欲がなえてしまう。

- 都道府県等による廃棄物の流入規制に対する歯止めという件については、私は 基金制度がそういうような効果を果たしているというふうに認識していない。そ こを強調されるのであれば、例えば知事会で何らかのコミットをしていただかな い限りは、それを理由としてという話には乗れない。
- □ 行政としては、基金は不法投棄等の支障除去に対して非常に有効な取組であり、 基金の存在は対策措置を講ずることに大きく貢献したと思っている。
- □ 今まで国、地方公共団体、産業界のそれぞれの努力で不法投棄が減ってきたことは大変よいことだと思うが、根絶はなかなかしにくいところがあり、支援の対象がなくなるとは考えにくい。
- □ 行政から見ると、不法投棄というのは、非常に対応が難しく未然防止が難しい 部分もあり、いろいろなツールを駆使して対応しているがいつ何時起きるかもし れないということを思っており、この支援制度は非常にありがたい。
- □ 緊急に支障の除去等を実施しなければならないとされてきた事案の一部が進んでいないことを前提として、制度そのものが賞味期限切れになっているという方向にいくものではないと思う。今後、突如として巨大な不法投棄事件が起こって、迅速に対応しようというときに、議会などの同意を得るためにも、こういう支援制度があるほうよいということではないか。

② 基金の活用等

- □ 行政代執行による場合の支障の除去が住民理解を得られないことなどの理由から、基金がなかなか活用されないという問題がある。また、不法投棄になっていく構造を整理しないとなかなか防止できないと考えている。前提は不法投棄の防止を行うことであり、その後に支障の除去だと考えている。
- □ 現在の基金がなぜ活用されていないか、その理由をもう少し徹底的に理由を調査する必要がある。
- □ 適正な物流ができていない部分が不法投棄であり、適正な流れに乗っていない 部分を明確にする必要がある。

③ 基金の効果等

- 基金がなければもっと大々的に都道府県等による流入規制が始まっていると思う。
- 基金の効果について、不法投棄等事案の拡大防止に非常に役立ってきたと思うが、今回都道府県等から支援要請があった事案を見たときにかなり大きいのが3 つぐらい出てきている。これを見たとき、本当にそうかなというのが気になった。

- □ 基金の効用について、不法投棄の規模を小さくするという効用があったのだと 自治体側は指摘するが、事業者、費用負担者側のほうはどうもなかなかぴんとこ ないなという点はもう少し実証的に議論をしていかなければいけない。捨てられ る側だけが努力して、それで小規模になっているというのも何となく妙な感じで、 基金ができたおかげで摘発を比較的早くできたことは理解できるが、本来行政が やることをやっていなかったということの裏返しにしかならないわけで、整理が 必要。
- □ 基金による迅速な対応ということが期待されたが、必ずしも当初の意図のよう に機能しているとはいいがたい。基金が迅速な対応に貢献しているかという点に ついては、少しでも解決が早まったかどうかというところが問題で、そういう観 点から書くべきではないか。
- 基金が地域間の公平性を確保するとともに住民や議会の理解を得る上で一定の成果を挙げているとすれば、どの程度の成果が拳がったかについて、具体的に書くべきでないか。
- □ 支援に対する評価については、いろいろな評価があり得るのではないか。基金 の存在が住民の理解を促進することについてもう少し書いてあった方が次の議論 につながるのではないか。
- □ 自治体からすると、撤去のための資金がないと非常に困る。捨てられた自治体だけが費用を負担して片づけるということでは、議会をはじめ県民の理解は得られない。対応によって差をつけるようなことはあるかと思うが、基本的には支援制度は必ず維持していただきたい。
- □ 硫酸ピッチによる支障が生じるおそれのあった事案でこの基金を利用したときは、投棄場所が水源や農業用のため池のそばであって、直ちに着手する必要があったため、非常に助かった。

6. 環境省の諸施策に対するアセスメント

- □ 環境省の個々の分野ごとの施策の不整合を正し、大きな目でリスクマネジメントとかリスクについての国民の理解を深め、不必要な国費や予算の投入がなくてすむような社会づくりをするにはどうしたらいいか、環境行政の課題だ。
- □ 不法投棄の様々な施策がどういう効果をあげているのか、政策・施策アセスメントがあれば説得力が出てくるので、なおざりにはできない。

7. その他

(1) 排出事業者責任の徹底強化等

□ 排出事業者の責任の徹底強化が不法投棄を減らすことにどの程度の効果があったのか。

- □ 排出事業者責任の強化、許可制度の充実、罰則の強化などいろいろな対策をやってきた結果として、トータルとして不法投棄件数が減ってきているのだと思う。 排出事業者責任の強化のところだけ取り出して、それでどの程度定量的な効果があったのかというのは大変難しいことだと思う。
- □ 排出事業者責任がまず第一である。そこを本当に徹底していくべき。
- □ 排出事業者責任については、産業界としては、中間処理業者にどこまで立ち入ってできるか、具体的に詰めていかなければと思っている。
- □ 産構審では 10 年以上前に、発注者がちゃんとサイトに行けとか、業者が保険に 入っているかどうか確認するなど最低限どれだけのことを考えて発注すべきかと いうことに関してマニュアル化しており、場合によってはそれを法制化してもい いと思う。

(2) 平成22年度以降に発覚した事案に対する支援

- □ 平成22年度以降に新たに発覚する事案を現行のスキームの対象としないことについては、今後急に支障等が生じた事案についての対応が不安である。平成22年度から3年間の積み増し期間が終了するまで新スキームを検討するだけなのか、決めるならいつまでに決めるのか。新たなもの、緊急的なものが出てこないとも限らないので、これら事案についても新たな支援スキームが構築されるまでは現行のスキームで支援の対象となるようお願いする。また、新たなスキームの構築に当たっては地方の意見も十分に尊重していただきたい。
- □ 不法投棄等事案は生き物のようなもので、今現在、支障等が無くても内部でどういう変化が起こっているのか外から判断するのは非常に難しい。今年度、環境省から事案をしっかり調査するように依頼されているが、すべての事案について、今後の支障等の発生の可能性まで含めてすべて判断を下すのはなかなか難しい状況である。しっかり調査は行うが、今現在は支障等が無いが、内部で変化があって将来支障等が新たに生じた場合には、しっかりした後ろ盾がほしい。
- 平成 25 年度以降の基金についても何らかの形で存続していただけると非常にありがたい。

不法投棄とか不適正処理、大規模なもの、それからかなり危険なものというの は少なくはなっているというふうな印象がある。

(3) 自治体間の負担のあり方

- 地域間の公平性の話に関しては、行政の負担の中での負担の持ち合いといか、 排出県側としての都道府県で資金をやりとりして不法投棄等の現場である自治体 の負担を減らすような仕掛けを考えても良いのではないか。
- 誰が負担するかという話との関連の中で、この並びの中でうまく書けるかどうかという疑問はあるが、自治体の負担についてもプール制のようなものにするということは合理的な意見ではないか。

■ 他県から持ち込まれたもののために、自分の県の財源を充てたくないという議論はかならず出てくる。都道府県間の公平性の確保というのはまた別な観点から考える必要があると感じている。

(4) その他

□ 産業界では、毎年のようにいろいろな施策が講じられる廃棄物処理行政の主旨 を踏まえて賢明に努力をしているのにも関わらず次々と負担の要請が来ることに 対して違和感を感じているというのが実態である。